

**5・25 宮城県民大集会を成功させましょう！**

宮城県内九条の会連絡会など九条の会・みやぎ憲法九条の会など県内の50を超える団体が準備中！

1. 名称 被災地宮城からの発信  
「安倍政権に、私も言いたい！」宮城県民大集会  
ともに声を上げよう！平和で安心して暮らせる社会のために
2. 日時 2014年5月25日(日)  
13:00～14:00 ライブ ①しろいしあけぼの小倉太鼓  
②制服向上委員会  
③みやぎの合唱団  
14:00～15:00 大集会  
①開会のあいさつ  
②澤地久枝さんの講演  
③菅原文太さんのメッセージ紹介  
④リレートーク。11のテーマで県民は訴える！  
15:00～ デモ行進
3. 会場 仙台市西公園（お花見広場）
4. 呼びかけ人は118名。菅原文太さん、樋口陽一さん、元白石市長川井貞一さん、農協中央会前会長木村春雄さんなども呼びかけ人です。
5. 澤地久枝さんが当日、駆けつけてくれます。
6. 菅原文太さんはメッセージを寄せてくれました。
7. お願い
  - ・ 仏教の僧侶のみなさんが袈裟を来て集まります。
  - ・ 各9条の会ともお誘いあわせの上、参加してください。
  - ・ オレンジカラーを大集会のイメージカラーとします。オレンジのTシャツ、オレンジの帽子などオレンジを着てご参加を！
  - ・ オレンジの紙に言いたいことを書いて、お持ち下さい。
  - ・ 宮城県民のみなさん、ぜひお越しください。

(これからの催し)「5・25 大集会」開催チラシと[集団的自衛権行使容認]を許さず、「特定秘密保護法」を撤廃するチラシの街宣

- 宮城県内九条の会連絡会の街宣日程：5月20日(火)、6月3日(火)。いずれも12～13時。仙台市名掛丁平和ビル（元佐々重ビル）
- 5月20日は「5・25 チラシ」と「集団的自衛権行使容認を許さないチラシ」の2枚をセットして配布

- STOP!秘密保護法ネットワーク宮城。毎週金曜日に街宣と署名を行なっています。毎週金曜日 12～13 時まで。場所は平和ビル前（旧名掛丁）です。

**第 4 回九条の会東北交流会へ。最後のご案内！**  
**小森陽一さんの講演、みやぎ農協人九条の会の報告など活動の宝庫**

※ 参加申し込みは終了しました。重要な交流なの再録します。

**(1) 第 4 回東北地区市町村長九条の会交流会**

- ・ 4 月 24 日、山形県首長九条の会（仮称）が誕生。
- ・ 東北 6 県全てで市町村長九条の会が結成。
- ・ 東北 6 県で東北市町村長九条の会連合を結成、情報交換を強めることに
- ・ 総人数は 77 名！
- ・ 日時 2014 年 5 月 16 日(金)14～16 市町村長九条の会交流会  
16～17 記者会見 17～19 懇親会
- ・ 会場 協働大町ビル鳥海の間（秋田市大町 3-2-44 電話 018-863-2111）

**(2) 第 4 回東北ブロック九条の会交流会**

日時 2014 年 5 月 17 日(土)12 時半～16 時

会場 秋田市にぎわい交流館 AU（3 階多目的ホール）

秋田市中通 1 - 4 - 1 電話 018-853-1133

内容 第一部「講演」 12:40～14:00

「ストップ！『戦争する国』へ暴走する安倍政権（仮題）」

講師 小森陽一さん（九条の会事務局長・東京大学大学院総合文化研究科教授）

第二部「交流会」 14:30～16:00

首長の会と 6 県の各県代表が報告します。宮城はみやぎ農協人九条の会の三浦弘康副会長（元こごた農協組合長）が活動を紹介します。

参加費 一人 500 円（各県でまとめます。宮城は 5 月 17 日当日、宮城県内九条の会連絡会でまとめます。秋田会場内で事務局にお渡し下さい。）

**(これからの催し) 安倍政権の教育改革とは？**

**宮城女性九条の会第 29 回憲法講座**

日時 2014 年 5 月 18 日(日)14 時 15 分～16 時 15 分

場所 旭ヶ丘市民センター3 階第 2 会議室

〒981-0904 青葉区旭ヶ丘 3-25-15 TEL022-271-4729

地下鉄旭ヶ丘下車。改札を出て一番奥のエレベーターを使って 3 階へ。

講師 瀬成田 実さん(宮城県教職員組合執行委員長)

参加費 300 円

主催 宮城女性九条の会（仙台市青葉区上杉 2-1-10 仙台 YWCA 会館内）

連絡先 一戸（022-248-3718）または岡（271-8087）

**(これからの催し) 八軒校区九条の会主催の映画会と講演会 躍進連弾**

八軒校区九条の会は映画と講演会を企画。ぜひご覧下さい

1. [日本国憲法誕生の真実] (学習講演会) 黒滝正昭宮城学院女子大学名誉教授  
5月24日(土) 13:30~16:00 古城コミュニティセンター
2. 「仙台空襲の体験談を聞く会」若林区の空襲体験者から話を聞きます。  
昭和20年7月10日の仙台空襲の体験を聞きます。現在準備中です。

**(これからの催し) 安倍政権は憲法と教育をどのように変えようとしているか? 治安維持国賠同盟宮城県本部主催**

日時 5月24日(土)13:30~

会場 仙台市民会館第三会議室

講師 中森孜郎さん

資料代 300円

問い合わせ先 治安維持法賠償同盟宮城県本部 022-279-1255

**安倍政権による戦争する国づくりと集団的自衛権  
革新懇主催講演会**

日時 5月31日(土) 14:00~

会場 仙台市戦災復興記念館第2会議室

講師 川村俊夫さん(憲法会議代表幹事)

資料代 500円

問い合わせ先 革新懇 080-6010-3022 (高橋)

**戦場の最前線に[日本人民反戦同盟]があった。  
平和委員会・日中友好協会・AALA 連帯委員会・県歴教協主催**

日時 5月31日(土)14時:00~

会場 仙台市青葉区中央市民センター

講師 一戸富士雄さん

参加費 200円

問い合わせ先 022-263-6650

**名取九条の会結成8周年記念行事  
講演とコーラスのつどい**

日時 2014年6月8日(日)13時開場 3時半開会

会場 みやぎ生協名取西店2Fホール

第1部 講演「憲法九条を集団的自衛権・特定秘密保護法」

講師 佐久間敬子(弁護士・東北女性弁護士9条の会事務局)

第2部 コーラス 宮城白萩の会中央支部の皆さん

資料代 300円

**今年で 39 年目：平和七夕のお知らせ**  
**みなさんのご協力をお願いいたします。**

恒例の平和七夕。今年で 39 年目。ぜひご協力を。

- 1 七夕を飾る日時 8 月 6 日 (水) ～8 日(金)  
飾る場所 クリスロード商店街。ジョリビル・ダイエー前  
1 本の吹流しに 3.6 万羽の折鶴。5 本で 18 万羽が飾られます。
- 2 平和七夕の折鶴はみんなで作ります。
  - ・5 月 15 日～7 月 17 日は毎週木曜日 18 時～20 時
  - ・7 月 20 日～8 月 5 日 毎日 14:30～20 時
  - ・仙台 YMCA 会館 時間は各人の自由です。
- 3 自宅で糸通し作業ができる方は下記へ電話を  
油谷重雄さん (022-378-5765) (ファックスも共に)  
仙台 YMCA (022-222-7533)

**(これからの催し) 九条の会 (東京) 主催「10 周年講演会」に参加しましょう！**

九条の会は 2004 年 6 月 10 日に結成されました。その記念日の今年 6 月 10 日、10 周年を記念した講演会を開催します。

各 9 条の会はぜひ、ご参加下さい。みやぎ憲法九条の会では 10 名ほどを予定。知は力。大きなエネルギーになります。

日時 2014 年 6 月 10 日 (火) 開場 17 時 開会 18 時

会場 渋谷公会堂 (東京都渋谷区宇田川町 1-1 渋谷区役所隣)

講演 大江健三郎さん 奥平康弘さん、澤地久枝さんなどが講演します。

参加費 1000 円 (郵便局の振替用紙 (青色)「参加希望枚数・名前・郵便番号・住所・電話番号」を書いて、下記郵便振替口座に参加券代金(一人 1000 円)を振り込む。) 入場券は郵送する。

郵便振替口座 記号番号 00100-9-774293 加入者名九条の会講演会

連絡先 九条の会事務局 東京都千代田区西神田 2-5-7-303 〒101-0065

TEL03-3221-5075 ファックス 03-3221-5076

**「九条があっても戦争になる恐れ」(集団的自衛権問題を題材として)**  
**八本松・郡山九条の会講演会のお知らせ**

日時 2014 年 6 月 21 日(土)午後 2 時半～4 時半

会場 八本松市民センター 2 階会議室

講演会演題：九条があっても戦争になる恐れ (集団的自衛権問題を題材として)

講師 鶴見 聡志さん (弁護士・南町通法律事務所・若手弁護士 9 条の会)

入場無料 問い合わせ先八本松・郡山九条の会事務局 022-246-1630

(これからの催し) 東北女性弁護士9条の会企画講演会  
(仮) 政府の「憲法解釈」の<正当性>と<正統性>集団的自衛権をめぐって

日時 2014年7月25日(金) 午後6時から

会場 仙台弁護士会館4階 入場無料

演題(仮題)「政府の憲法解釈の<正当性>と<正統性> - 「集団的自衛権」をめぐって」

講師: 糠塚康江氏(東北大学大学院法学研究科教授・憲法理論研究会運営委員長)

問い合わせ先: 佐久間敬子法律事務所 電話 022-267-2288

小島妙子法律事務所 電話 022-225-5108

集団的自衛権行使を、憲法・国連憲章から考える(2)

2014年5月15日 河相一成(みやぎ憲法九条の会代表・東北大学名誉教授)

1) 日本が国連に加盟したのは

「日本の国連加盟宣言全文」

「日本国政府から正当な権限を与えられて、外務大臣岡崎勝男は、日本国が、国際連合憲章に掲げられた義務をここに受諾し、且つ、日本国が国際連合の加盟国となる日から、その有するすべての手段をもつて、この義務を遵奉することを約束するものであることを声明する。」 1957年(昭和27年)6月16日東京において

2) 日本が国連に加盟する際の重光外相の国連第11回総会での演説(抜粋)

「日本国民は今日恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意し、更に日本国民は平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めんことを念願し、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免

かれ平和のうちに生存する権利を有することを確認するものであります。これは日本国民の信条であり、日本国憲法の前文に掲げたものです。」(1956, 12, 18)

3) 以上でわかるように、日本が国連に加盟したのは、日本国憲法の理念を全世界に訴えて理解を求めたのです。

4) 安倍首相は、それを理解せずに、国連の条文や決議を「金科玉条」のようにふるまっています。

5) 私たちは、以上のことを、絶えず念頭において安倍首相の言動・行動を批判し続けたいものです。

① 国連憲章第二条「この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。」

② 国連憲章第33条〔平和的解決の義務〕「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他の当事者

が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」

③ 国連憲章第41条【紛争の非軍事的措置】いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他の当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」

④国連憲章第43条〔特別協定〕「前記の協定は、安全保障理事会の発議によって、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によっ

て各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。」

2) 以上でわかるように、国連憲章は、まず、紛争の平和的解決を優先させ、且つ、「特別協定」では、安全保障理事会の発議についても、無条件に従うのではなく、「加盟各国の憲法上の手続に」よって初めて安保理の決議の効力が加盟各国で生じることを、明記していることを十分に理解しておくことが重要でしょう。

これから「集団的自衛権行使」を安倍首相が「閣議決定」してもそれは憲法上の手続を経ないのでは無効になります。

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（2）

2014年5月15日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

### 二 現代支配層権力層の基本的特質と集団的自衛権の背理性

#### 1 現代支配層権力層の基本的特質

まず現代支配層権力層の基本的特質の分析から始めることにする。

（1）まず第一の特徴は、対米従属性の強いことである。その従属性は多方面に貫かれている。まず対米従属性の基軸となっているのは、日米安全保障条約であり、行政協定である。そして対米従属性は、政治、軍事、経済、教育、文化など多方面にわたり、今や構造的なものとなっているのである。

その最も重要な例が政権がその「正統性」を対アメリカ従属性の度合いの深さによって調達しようとしていることである。これ迄の政権は、成立直後アメリカへの権力詣でを行い、アメリカへの忠誠・協力を誓う日米共同声明を発することにより、政権の「正統性」を内外に誇示してきたのである。

本来、政権の「正統性」は、国民の信託によって付与されるべきものである（憲法前文1項）。にも拘わらず日本のこれ迄の政権のありようは、右に述べた通り、対米従属性の度合いの強さにより「正統性」らしきものを装ってきたのが実態であったのである。

このような実態は、曲がりなりにも独立国家としてはあるまじき事態であり、国辱的な事態である。

(2) このような強度の対米従属性は、前述のように、基本的には安保条約、行政協定に由来するものであるが、その時折の政権を担う政治家、官僚（とくに警察官僚、自衛隊幹部）、財界人、そして時の政権のイデオログたる学者、文化人、ジャーナリストの品格や見識にも大きく依存しているのである。そして対米従属性打破の闘いの強弱によっても規定されるのである。

## 2 上述の観点に立って集団的自衛権と憲法との関係について触れておきたい。

安倍内閣の場合の対米従属性は、集団的自衛権容認の形で端的に現われている。そこで安倍内閣がいかに着々と集団的自衛権の容認に向けて政策の決定、官僚人事、軍事力強化、イデオロギー、教育、労働などの各分野で蠢動してきたか、その動きを辿ることにするが、その前に集団的自衛権とはそもそもどのような法的構造であるかについて述べることにする。

(1) 集団的自衛権の法的構造は次の形をとる。

集団的自衛権とは例えばA国がB国に攻撃・戦争を仕掛けられた場合、C国がAB両国間の戦争に参戦することである。この関係を具体的にいえば、アメリカと他国（例えば中国、韓国、北朝鮮、台湾、中東諸国）との間で戦争が起こったとき日本はアメリカ側に参戦し、兵力、武器、弾薬、軍艦、航空機などを以て中国、韓国、北朝鮮、台湾、中東諸国を敵として戦闘することである。つまり集団的自衛権とは正に軍事同盟のユーフェニズム（婉曲名辞）そのものなのである。

(2) それでは集団的自衛権を憲法は認めているのであろうか。これこそ問題の焦点である。

周知のように憲法九条は、第一項で、国権の発動たる「戦争」と「武力による威嚇」と「武力の行使」を永久に「放棄」したと規定している。また同条二項は「陸海空軍」その他の「戦力」はこれを保持しない。国の「交戦権」は認めないと規定している。更に憲法前文では、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」「われらは、いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないものであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

この九条及び前文が明らかにしていることは、我が国が戦争の永久放棄、戦力不保持、交戦権否認を国民及び国際社会に宣明しており、しかも「平和的生存権」を人権として保障したことである。

このような憲法の下では、例え自衛のためであろうとも戦争と武力行使は許されない。ましていわんや「集団的自衛権」（実は他衛権）が許されないのは自

明の理である。

ではもし他国が我が国に侵略戦争を仕掛けてきた場合には如何に対処すべきか。この場合でも憲法の基本的理念が尊重されるべきであろう。それは外交、文化、思想、社会、人民の力により侵略に対し立ち向かい、不服従の運動を展開することにより侵略に対抗することである。この考え方は理念と思想と運動の力の強さを信ずることであるが、しかし極めて現実的な対応であることを看過すべきではない。今や戦争は核戦争の時代であり、無人機攻撃の時代である。いかに強大な軍事力を以って侵略に対抗しようとしても、彼我共に人民が甚大な被害を蒙り、殆ど壊滅状態に陥ることは明らかであるからである。戦争こそ人類・人民を破滅させるものであり、例え正義のためと称する戦争をも否定する絶対的平和論こそ実は現実的な対応なのであり、絶対的平和を謳う憲法こそ我が国を衛る最大の守り手なのである。

或いは人は問うかもしれない。例えば民族解放戦争は「正戦」であり、戦争を正当化されるのではないかと。

それについては。各国、各国家に独自固有の憲法観があり、各国独自・固有の人権感覚もあろう。しかし、何れにせよ戦争が人類を滅ぼす殺戮行為である以上各国はいずれ日本を範とせざるを得なくなるであろう。これこそ今日の二十一世紀の現実である。

### (3) 国連憲章と自衛権

国連憲章五十一条は集団的自衛権について次のように規定を定めている。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛権の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

第一に、この条文は一見個別的自衛権と集団的自衛権とを認めるかにみえるが、しかしこれは国連憲章の第二条が武力行使と武力の威嚇の禁止（二条4）、国際紛争の平和的解決義務（二条3）を規定していることが前提となっており、しかも国連憲章第一条がその目的が「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧との有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。」と定めていることとを総合的に考察すれば、個別的自衛権にせよ集団的自衛権にせよ、あく迄限定的な法的概念であり、いわば「抜かざる刀」の如きものであるが理解できよう。しかも五十一条は、その成立過程からみてアメリカの冷戦政策の一環として挿入されたことからみても、もともと「軍事同盟」を正当化する目的を持つものであり、そもそも日本国憲法と相容れないものである。



第二に、しかも国連の基本理念は、「集団的安全保障」の考え方である。「集団的安全保障」とは、敵を想定せず平和的手段によって国際紛争を解決しようとする法的概念であり、国連憲章五十一条は国連の理念に相反するものといわざるを得ない。

第三に、しかも集団的自衛権は法的概念としても理論的にも現実的にも矛盾を抱えた概念である。

集団的自衛権について仮に個別的自衛権の「共同行使」という考えをとった場合、武力攻撃を受けていない国にとっては「自衛」の概念はそもそも成立せず、実体は「他衛」となるからである。

第四に、集団的自衛権を、自国は攻撃されていないが、武力攻撃されている他国を救援する権利であるとする考えをとった場合にも、概念的には「自衛」とはいえない。実際上も他国が自らの判断で勝手に救援すると称し参戦し、むしろ戦争を拡大する危険性があるのであり、国連憲章は勿論のこと、憲法にも反する事態となること必定である。

第五に、集団的自衛権とは、他国への攻撃が自国にとって「死活の利益」が損なわれる場合に、これを防衛する権利があるという考え方をとった場合、問題は「死活の利益」の実体がいかなるものかである。それは、統治支配層の政治的、軍事的、経済的利益であり、必ずしも人民の利益と同一ではないことである。

第六に、他国の「要請」による「集団的自衛権」容認の考え方をとった場合、問題は、「要請」なるものが誰の手によって判断され行われるのか、その目的がいかなるものか、外圧か自発的か、脱退権があるのか、そして何よりもその「要請」が真意であるか否かを誰が判定するのか、問題は多く、集団的自衛権の正当化の法理としては採用することはできない。

(4) ここで、「先制的自衛権」「人道的介入」「住民を保護する戦争」という考え方について検討する。

まず「先制的自衛権」について、この考え方は、「先制のための先制」「予防のための予防」というように、仮定の負のスパイラルが累積し歯止めの論理のない点で平和憲法とは相容れない

次に「人道的介入、支援のための戦争」論については、もともと戦争とは人道に背くものであり、とくに核戦争時代には背理というべきであり、「人道的介入・支援のための戦争」を法理的にも実際問題としても正当化することはできないことは自明の理である。なお、本稿の執筆に当っては国際法学者松井芳郎「世界の流れに逆行する集団的自衛権行使容認」(前衛 2014年5・6月号を参照した。

以上述べてきた集団的自衛権の背理性及び戦争の実体論を踏まえつつ、安倍政権が今進めようとしている「集団自衛権」の企みの実体を次回は明らかにしよう。

みやぎ憲法九条の会 〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-45 フォレスト  
仙台5階